

芦屋市助産施設条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(徴収金) 第2条 助産施設に入所した者から徴収する費用は、<u>法第51条第3号</u>に規定する費用の範囲内で市長が別に定める。</p>	<p>(徴収金) 第2条 助産施設に入所した者から徴収する費用は、<u>法第51条第2号</u>に規定する費用の範囲内で市長が別に定める。</p>